

大分県立図書館資料収集方針

令和元年10月31日から施行

1 目的

県立図書館は、県民の生涯にわたる多様な学習要求に応えるとともに、行政及び地域や個人の課題解決を支援する役割を持つ。この役割を果たすため、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」及び「大分県立図書館長期計画」に基づき、県民の共有財産となる資料の計画的・継続的な収集に関する基本的事項として、大分県立図書館資料収集方針（以下、「収集方針」という。）を定める。

2 収集の基本方針

県内の中核的な図書館としての役割を踏まえ、さまざまな立場の県民の幅広い資料要求に応えられる資料を、体系的・継続的に収集する。

- (1)文化、教養、調査・研究等に役立つ資料を収集する。
- (2)行政及び地域や個人の課題解決に役立つ資料を収集する。
- (3)郷土に関する資料を収集する。
- (4)迅速な情報提供をするための資料を収集する。
- (5)市町村の図書館活動を支援するための資料を収集する。
- (6)子どもの読書活動を推進するための資料を収集する。
- (7)高齢者、障がい者、外国人等、利用者に対応したサービスを行うための資料を収集する。
- (8)大分県立図書館の特色あるコレクションに関する資料を収集する。

なお、これらの資料の収集にあたっては、県民への図書館サービスの向上を図るため、市町村立図書館、大学図書館等と連携し、役割分担による効果的な収集に努める。

3 資料の種類

収集する資料は、図書、逐次刊行物、地図資料、紙芝居、マイクロフィルム、電子資料、視聴覚資料、その他必要な資料とする。

4 収集の方法及び基準

資料の収集は、購入、寄贈、寄託、複製等によるものとし、以下の点に留意し行う。

収集に関する詳細な事項は、館長が別に定める。

- (1)多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2)著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
- (3)図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
- (4)個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、自己規制したりはしない。

5 資料の保存

蔵書資料の適正な管理・活用の観点から、資料の保存については、以下のとおりとする。

- (1) 収集する資料は、原則として永年保存とする。ただし、逐次刊行物の保存に関する詳細な事項は、館長が別に定める。
- (2) 原本の保存が困難な場合は、必要に応じて複写や電子化など複製を行う。
- (3) 資料の状態や価値の変動等を勘案し、必要に応じて除籍を行う。ただし、除籍に関する詳細な事項は、館長が別に定める。

6 収集のための組織

本収集方針に基づき、適正な収集を行うため、大分県立図書館資料収集委員会を設置する。この委員会の組織等については、館長が別に定める。

7 その他

その他本収集方針の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。